

小規模住宅団地（今坂地区）協定書

天栄村（以下「甲」という。）と住宅地の所有者（以下「乙」という。）とは、小規模住宅団地（今坂地区）（以下「住宅地」という。）に関して、次のとおり小規模住宅団地（今坂地区）協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、住宅地内における建築物の敷地、位置、構造、用途、形態及び意匠などに関する基準を定め、良好な居住環境をつくり、保全することを目的とする。

（協定の住宅地）

第2条 この協定の目的となる住宅地は、別図に表示する区域とする。

（協定内容の説明）

第3条 乙は住宅地について、乙以外の者に建物を建築させる場合、又は住宅地の所有権を移転する場合においては、乙は建物の建築者、土地所有者等はこの協定内容を説明しなければならない。

（建築物等に関する基準）

第4条 この住宅地における建築物の敷地、位置、構造、用途、形態及び意匠などは、次の各号に定める基準に適合しなければならない。

- （1）建築物の用途は、居宅とする。
- （2）建築面積の敷地面積に対する割合（以下「建ぺい率」という。）は10分の7以下とする。
- （3）延べ面積の敷地面積に対する割合（以下「容積率」という。）は10分の40以下とする。
- （4）建築物は、2階建以下とし、高さは地盤面から10m以下とする。
- （5）住宅地の区画及び地盤高は変更してはならない。ただし、築山等築庭に伴う盛土は、この限りではない。
- （6）建物の外壁、又はこれに代わる柱の面から道路境界及び隣地境界までの距離は、原則1.5メートル以上とする。
- （7）既設のコンクリート擁壁の改廃はできるだけ行わないものとし、増設は購入時の地盤高を限度とする。

- (8) 建築物の意匠は、周囲の環境に調和し、かつ住宅地にふさわしいものとし、住宅建築前であっても宅地内の除草などの手入れを行い、土地の荒廃防止に当たるなど、環境美化に努めること。
- (9) 囲障は、風致を守りかつ安全を保つため、生垣またはフェンスとし、地盤高からの高さは1.5メートルを超えないこと。
- (10) 生活雑排水は、農業集落排水の宅内桝に接続するものとし、戸別に浄化槽、あるいは汲取槽等を設置してはならない。
- (11) 自己用以外の広告物を設置、又は掲示してはならない。

(建築届出書の提出)

第5条 乙は、住宅地に建築物等の工事を着手する前に、甲あて別紙に定める建築届出書を提出しなければならない。

(協定違反の場合の措置)

第6条 前2条の規定に違反したものがあつたときは、甲は、当該土地の所有者等に対して、その是正を勧告するものとする。

(その他)

第7条 協定書に定めのない事項又は疑義を生じたときは、必要に応じ、甲、乙協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲（譲渡人） 福島県岩瀬郡天栄村大字下松本字原畑 78 番地
天栄村
天栄村長 添田 勝幸

乙（譲受人） 住 所 _____
氏 名 _____ 印 _____

区域図（第2条関係）

